

令和7年度 三重県建設業説明力・対話力向上研修業務委託 仕様書(案)

1 業務委託名

令和7年度三重県建設業説明力・対話力向上研修事業業務委託(仮称)

2 業務目的

建設業をとりまく現状は、県内就業者数や新卒入職者の減少など、建設業の労働力不足が懸念され、高校等への出前授業や現場見学会など、担い手確保の取組に一層注力していく必要がある。

しかし、出前授業等の取組において、一方的な説明になり、建設業や各企業の魅力を高校生等に伝えきれていない、授業等が盛り上がらない事例があり、伝えたいことを説明する力の向上、一方的な説明でなく参加者に理解してもらおう対話力の向上が求められている。

このことから、出前授業等の盛り上げ方や説明力・対話力の向上を目的に実施するものである。

3 履行場所

三重県内

4 業務委託期間

契約の日から令和8年3月25日(火)まで

5 業務委託内容

(1) 説明力・対話力向上研修の企画・開催

1) 企画

説明力・対話力向上、出前授業の盛り上げ方(対話型・参加型授業のやり方)などを身に着けることを目的として研修会の内容を企画する。

なお、対象者は三重県内の建設企業の経営者、従業員などとする。

研修形式: 集合型研修(「ワークショップ」を含む)

2) 開催

県内の4か所(北勢地域、中勢地域、伊勢志摩地域、東紀州地域)で開催する(開催内容は同じ)。開催時期は発注者と協議のうえ決定するものとする。研修会は、2.5 時間程度を標準とする。

※開催場所の確保や開催案内など、説明会にかかる事務については発注者が実施する。

(2) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、研修会の企画時、全研修会開催後の3回を基本とする。
打合せは実施責任者が出席し、各2時間程度とする。(webも可)

6 実施責任者の配置

受注者は、当該業務の履行に関して実施責任者を選定し配置するものとし、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

7 業務計画書の作成

受注者は、あらかじめ次の事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出して承諾を得るものとする。なお、承諾された業務計画を変更する場合も同様とする。

- ・ 業務概要
- ・ 業務工程表
- ・ 業務実施体制、連絡体制
- ・ その他必要な事項

8 研修会配布資料の提出

配布資料は、研修会開催日の10日前までに提出する。なお、発注者は提出された資料の二次利用は原則できないものとする。ただし、受注者が認めた範囲で利用する場合はこの限りではない。

9 その他

(1) 個人情報の保護

受注者は、当該業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 不当介入を受けた場合の措置

①受注者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

②受注者が(2)①のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(3)完了報告

受注者は、本業務を完了したときは、完了報告書を提出すること。

(4)補足

この仕様書に定めのない事項については契約書によるものとし、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。